

「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」に対する意見について

2012年2月3日

日本労働組合総連合会

公務公共サービス労働組合協議会

- 「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」は、国家公務員制度改革基本法の規定に基づき、すでに国会に提出されている「国家公務員制度改革関連4法案」との整合性について留意されている。また、現行制度下における各自治体の労使関係の実態を踏まえて整理されたものと受けとめる。
- 消防職員への団結権付与について、付与することに係る懸念に対して総務省としての考え方を提示したことを評価する。今後は、早期の法案策定に向けたより具体的な対応を、確実に進めるべきである。
- 民間給与等の実態調査の実施について、その主体は使用者機関が行うことを基本とし、具体的には体制・コスト等の観点に配慮すべきである。

したがって、例えば、都道府県及び政令市等は各自で調査を実施するための機関を設置し、他の市町村は当該都道府県機関に調査を委託することができる制度、あるいは、都道府県と市町村とで調査機関を共同設置できる制度とすることが考えられる。

以上